

各論 4 就学・就労支援

吉田眼科医院（京都市） 吉田 雅子

2016年制定の障害者差別禁止法により障害者に対する合理的配慮の提供が義務化された。学校や企業に個々の視覚障害者（児）に対する合理的配慮や措置を求める際には配慮や措置の根拠を明示する必要があるため、眼科医療が就学・就労支援に果たす役割は大きい。

眼科医療が行う就学支援として、高等教育における入学者選抜試験と資格認定試験における特別措置を取り上げた。

視覚障害者（児）の就学・就労には安全な移動能力とともに文字処理・作業能力が不可欠である。眼科医療者は与えられた視環境下における必要な文字処理能力基準を見極め、障害者（児）にその基準をクリアさせるべく指導を行うが、一定の視環境下で行う眼科検査は多様な視環境下での実用的視機能の把握に対応していない。演者が実践する実用的視機能および文字処理・作業能力の判定方法を紹介した。

視覚障害者（児）への眼科ロービジョンケアとして拡大鏡のほか、遮光眼鏡等、視覚補助具の選定処方が一般的である。低視力の対処として拡大補助具の処方がLVケアの代名詞の如く多くなされているが、視野狭窄の場合には拡大よりも縮小が適することも多々ある。縮小が適した症例を紹介した。

また、実際の就学・就労や日常生活場面においては補助具では解決できないことも多々ある。補助具処方以前に視覚活用、目をうまく使う指導が文字処理および作業能力向上に必須となる。今回は視覚活用の基本ともいえる偏心視指導を紹介した。

さらに、合理的配慮の実践には周囲との相互理解が前提となることから、視覚障害者（児）には保有視機能を実際の見え方として周囲に説明できる能力も欠かせない。視覚障害者（児）自身の正確な保有視機能理解があつてこそ自身の言葉で周囲の理解が得られる説明が可能となる。障害者（児）自身の視機能理解と説明能力獲得に対する取り組みは重要であり、LVケアに欠かせない。保有視野の理解に有用なMY Vision Scale™を開発した。就労支援の症例からMY Vision Scale™使用方法を紹介した。

最後に、合理的配慮や措置を求める意見書・診断書記載に際し、企業や福祉・労働関係機関との連携経験から学んだ成功する記載のポイントを述べた。